

### 第3回 (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議 会議録

日 時：令和3年1月25日(月) 15:00～17:00

場 所：仙台市役所本庁舎 2階第3委員会室

出席者：【委員】 ※50音順・敬称略

[会場] 加藤 諭 委員(座長)、雲然 祥子 委員

[オンライン] 中島 康比古 委員

[欠席] 阿部 正 委員、栗原 伸一郎 委員(座長代理)

【事務局】 文書法制課長、公文書館設置準備室室員1名

【記者】 1名

【傍聴者】 0名

配布資料：

- ・次第
- ・【資料1】 歴史的公文書収集選別基準の基本的考え方について
- ・【資料2-1】 歴史的公文書の収集選別基準(改正案) ※見え消し
- ・【資料2-2】 歴史的公文書の収集選別基準(改正案) ※溶け込み
- ・【資料3】 東日本大震災に関する文書の選別について
- ・【机上配布】 欠席委員意見書(阿部委員及び栗原委員)

議事概要：以下のとおり。

## 2 議事

### (1) 協議事項

歴史的公文書等の収集選別について

事務局より、資料に基づき説明。

質疑応答の要旨は以下のとおり。

### 【事務局】

本日ご欠席の阿部委員と栗原委員から事前にいただいたご意見を紹介したうえで、今の事務局の考えをご説明させていただければと思います。

今回東日本大震災に関するものということで、文書の選別にあたっての考え方を、他の項目よりも細かく示させていただいたところがございますが、今般、本市に限らず世界全体で対応している新型コロナウイルス感染症への対応についても、国におきましても歴史的公文書にあたるということで、新型コロナウイルス感染症に関するものは予めレコードスケジ

ルールとして保管するような取り組みをされているところでございます。そういった状況も受けまして、阿部委員から新型コロナウイルスについても、こういった個別の基準の1項目として、「東日本大震災に関するもの」のような位置づけをする必要があるのではないのでしょうか、というご意見を頂戴したところであります。こちらにつきまして、新型コロナウイルス感染症につきましては、本市におきましてもゆくゆくは歴史的公文書に該当して保存していくことになるかと考えております。新型コロナウイルス感染症への対応に関して、これから役所の中の各担当が文書を作成したり保管したりしていく中で、我々も新型コロナウイルス感染症対応に関するものについては、歴史的公文書に該当するので廃棄せずに保管してください、という案内はしているところです。さらには、本日はお示ししていなくて恐縮なのですが、【資料 3】のように具体的にはこういう施策、こういうものについて保管ください、というような周知をしているところでございます。ですので、歴史的公文書として重要なものになる、保存していくべきだという考え方自体は全く否定するところではなく、そのとおりだと考えているところでございます。ただし、収集選別基準を作成するにあたりまして、やはり東日本大震災は本市にとっては、おそらく政令市で本市が一番東日本大震災の影響を受けておりますし、やはり被災した自治体として、より東日本大震災に関するものは我々が意識して残していくということを明確にお示しするうえで、やはり東日本大震災は私どもにとっては特別なものと考えているところでございます。もちろんコロナの対応についてもここに明記するという考え方もあると思いますので、そういったところのご意見などいただければ、また検討していきたいと考えております。

もう1点阿部委員から、今回の収集選別基準のⅡの個別的基準の(7)で職員の人事及び給与に関するもの、という項目を掲げさせていただいているのですが、人事・給与というよりも組織体制に関するもの、という言い方をした方が、市の事業の成り立ち・変遷、行政運営の推移等を表しているのではないかとご意見をいただいていたところでございます。

「組織体制に関するもの」というような説明にした方が、よりⅠの「基本的な考え方」に馴染むというご意見だったのかと思います。私ども「人事給与」と表現させていただきましたが、人事という中には組織体制というものも含まれると考えておりまして、そういったものも残していくべきだと考えております。さらに言うと、そのうえで人事、組織体制以外の、例えば評価制度を作ったときや見直しを行ったとき、そういった人事運用面に関する部分や、あるいは給与についても、例えば寒冷地手当を廃止したときの経緯や住宅手当を見直した時の考え方、それはそれで重要度の高いものとして残していくべきものもあると考えているところではございます。ここは文言の表現の仕方ということにはなると思うのですが、組織体制に関するものについても今の人事給与というところで定めているつもりではありますが、わかりにくいということでありましたらそこは検討していきたいと考えているところでございます。

それから本日ご欠席の栗原委員からもご意見を頂戴しておりまして、そちらについても紹介させていただきます。栗原委員からは今回の資料についてはここをこうすべきだというような具体的なご意見は特にないというお話ではございましたが、実際の評価選別に当たって、作業の仕方、作業の方法についても留意すべきだろうというご意見を頂戴しました。例えば前回の検討会議で本市の収集選別をするときの具体的な方法、グループに分けて収集選別しているというお話もさせていただきましたので、そういったところをとらえて、グループで

選定した結果が公文書館全体の決定という結果になるので、そこはより多くの人のチェック、目が入るような作業方法を検討してはいかがか、というようなご意見を頂戴したところでございます。

もう1点頂戴したのも評価選別の方法についてでございます。基本的には目録を、1年度に1万・2万という文書を作成する中で、目録、言ってみれば文書のタイトル・背表紙、そういったところで歴史的公文書に該当するかどうかということをもとに一義的にチェックしているというお話もさせていただいたところ、できるかどうかということはあるのですが、可能な範囲で現物を確認することは重要だ、というご意見も頂戴したところでございます。栗原委員が関わりのあった宮城県庁時代におきましては、少なくとも県庁の書庫にある文書につきましては確認していましたとか、そういった取り組みもご紹介していただいたうえでご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、本日具体的な作業方法を決める決めないという話ではないのですが、我々もやはり手探りで収集選別作業にあたっている中で、こういったところは非常に課題にも感じているところでございますし、これから他都市の取り組みですとか、そういったところも聞き取りしたうえで、いいもの、できるものをどんどん取り入れたいと考えているところでございますので、今回の意見として頂戴したところではございますが、こういったご意見については今後も引き続き頂戴しながら、これから本市の収集選別を行っていくうえでのアドバイスをいただければ、本市としても非常にありがたいと考えているところでございます。今回いただいたご意見も含めて、色々これから検討していきたいと思っておりますので、この点につきましても何かいいお知恵があれば是非ご教示いただければと思っておりますのでございます。

歴史的公文書収集選別基準の考え方についての事務局からの説明は一旦これで終了でございます。よろしくお願いたします。

#### 【座長】

ありがとうございます。それでは今回提示いただきました資料、それから阿部委員、栗原委員からご欠席にも関わらず貴重なご意見賜りましたので、こちらについて議論を進めていきたいと思っております。

まず前回の議論を踏まえて、また事務局の方から再提示いただきました歴史的公文書の収集選別基準、こちらが今回の議事の大きな柱になっておりますので、こちらについて本日ご出席の委員の方からご意見賜りたいと思っております。まずどなたかご発言ございますでしょうか。もしなければ個別にご意見伺いしていければと思っておりますが、中島委員ご意見ございましたらご発言お願いできますでしょうか。

#### 【中島委員】

はい、それでは発言させていただきます。いろいろとお聞きしたいところがあるんですけども、まず一つ目として、【資料3】は収集選別基準そのものではないという理解でよろしいですか。

#### 【事務局】

はい、本日は【資料3】ということで収集選別基準とは別葉にさせていただきましたので、

もちろんこれもご意見頂戴すれば検討したいとは思いますが、やはり個別的基準としては他の（１）から（２２）までの書きぶりを見ますと、「東日本大震災に関するもの」ということで、それは基準として定めさせていただいたうえで、この【資料３】の取り扱いをどうするかというところまではまだ決めかねているところではあるのですが、この基準の中に入れ込むのはやはり性格的に、より具体的な文書に入り込んでいますので、同じ並びにするのは難しいかなという考えで別にさせていただいたところです。これを実際基準ではない、どういう取り扱いにするかというところはこれから検討したいとは思いますが、まずはそのような考え方でございます。

**【中島委員】**

はい、わかりました。これは最終的には事務的にどういうレベルに位置付けるのかということになるかと思えます。国でも例えば「行政文書の管理に関するガイドライン」は内閣総理大臣決定ということになってはいますが、別のレベルのものでは、例えばその制度を所管している公文書管理課の管理課長決定というような、レベルを変えるというやり方がある、おそらく収集選別基準は総務局長決裁ですよ。

**【事務局】**

はい、今のところ。

**【中島委員】**

です、たとえば【資料３】の部分について、例えば文書法制課長決定とか、そういったレベル感というのはあると思うのですが、本体と一体のものではないとしても、何らかの形で選別基準に関わりのあるペーパーであるということは、おそらく【資料３】に、どこかに記載するという形が望ましいのではないかと思います。

今回の大きなところはまさに東日本大震災に関する文書をどうするかというところなのですが、やはり大きな気掛かりとしては、ちょうど今年で震災から１０年ということですが、東日本大震災に関する文書の扱いについて、仙台市がどのようにするのかということについて、市民の皆さんの納得や理解をどうやって得ていくのか、ということが極めて重要なのではないかと思います。この運営検討会議で議論するのは専ら中身のことは思っておりますけれども、やはり一方で、１０年と言っても、もう１０年ということなのか、まだ１０年ということなのか、ということも含めて、市民の皆さんの理解を得て初めてこういうことは行えると思うので、そういうことについてもぜひ検討していただければいいのではないかと思います。

**【座長】**

ありがとうございます。

それでは、雲然委員から収集選別基準についてご意見あれば賜りたいと思います。

**【雲然委員】**

私からは大きく４つ、確認と質問なのですが、まず確認の方からなのですが、【資料 2-2】

にあります、個別的基準の「(2) 市議会の会議録、議案、報告その他市議会に関するもの」というのがありますけれども、これは市議会の中に各種委員会ですとか、審議会のようなのですとか、そういったところでの審議経過とか結果とか、そういったものも含まれるのかということが確認がてら気になったところです。この項目だけ見てしまうと、どうしても市議会の本会議とかで議論されているものというのが、全面的に出ているような気がするので、そういう小委員会のようなものも含まれるのであれば、そういったことに関するものも若干入れてもいいのかなと、確認がてら気になったので質問しました。

それから「(15) 国際交流等に関するもの」なのですが、国際交流といいますと仙台市だと世界の各都市と、姉妹都市あるいは友好都市のような形で何らかの交流があるのですが、国際交流といっても結構幅広くて、例えば地域社会での取り組み、外国人の方と地元の人との地域づくりとか、そういった協力とかも入ってくると思いますし、市民同士とか仙台市内に住んでいる人、あるいは他に住んでいる人も含めて、市民と外国の方との協働とかの取り組みというのも、市の事業としてやっているものもあつたりするのではないかと考えております。そうすると、国際交流と言ってしまおうとどうしても国と国とのイベントとかスポーツとかそういったものが中心になってしまうのではないかと考えていて、外国とか外国人の方との関係性とか、そういった取り組みというものが漏れてしまうのではないかと印象があるので、これも検討してもいいのかなと考えております。

それからここにはない項目で2つほど疑問とか、入れるべきなのかどうかというのを検討した方がいいのではないかと考えています。

まず1点目が財政関係に関する資料が、(18)とか(19)とかには関わってはくるのですけれども、他の都市とか他の県の収集選別基準とかを参考にしてみると、例えば予算決算とか収支関係に関する、財政状況に関するものであつたり、他県とかであれば例えば起債とか補助金とかそういったものに関する資料、文書類または調査とか統計とかそういったものに関するものも、歴史的公文書に位置付けて、収集の基準に載せているものがあるのですが、財政関連の資料というものをどのように扱うのかな、というのが疑問として実はずっとあつたので、それをどうしていくか、もちろん直近のものもそうですし、例えば近代とか現代とかもっと古い時代の財政資料とかもありますから、そういったものの扱いをどうするのかということと、2点目ですが、この会議でも何回か話題に上がっている仙台市史の編さん事業に関わるものというものがあつたと思うのですが、その資料を含め、例えば文化財とか民俗とか伝統とか、そういう市の歴史とか伝統とかそういった、ちょっと文化遺産というところとあれかもしれませんが、そういったものに関する文書というものをどのように取り扱うのかな、というのが私としては、どのように扱っていくかということを検討してもいいのではないかと考えております。直近ですと、仙台市の方で朴沢学園の裁縫学習資料とかが文化財になつたりとか、市指定の登録文化財とかもあつたりしますし、その仙台市史で長年かけて収集した文書というものももちろん歴史的公文書に入りますし、中には今現在市役所の方で保管している資料とも重複するものもあるかもしれないのですが、仙台市史で集めた資料というものも、最初に【資料1】でお示ししていただいた、歴史的公文書として、将来の市民に伝えるべき資料群のひとつでもあるのかなと思うので、それもできれば個別的基準に何らかの形で、市史だけを独立させて入れるかどうかというのはまた検討する余地があると思うのですが、文化財とか民俗とか伝統とか、そういう市史編さんとか歴史とか文化伝統に関するものとい

うのも、この基準に入れた方が、(24)で、その他歴史的価値があると認められるものって書いてあったとしても、基準にやはり明記されていないと漏れてしまうものが出てくるのかなと考えているので、それも検討してもいいのかなと考えております。

#### 【座長】

ありがとうございます。

それではまず中島委員、それから雲然委員のご意見に関しまして事務局の方から何かご回答やご意見の方あればお伺いできればと思います。

#### 【事務局】

はい、中島委員、雲然委員、貴重なご意見ありがとうございました。

中島委員から、今回は主に東日本大震災に関する文書についてということで、今回私ども作成させていただきました【資料3】の中身にも触れていただいたうえで、何よりどういった文書を残していくのか、逆に言うとどういった文書は残さないのか、ということも含まれるとは思いますが、東日本大震災に関する文書を残していくもの、残していけないものについて市民の理解を得ていくことが非常に大事だろうという意見を頂戴いたしまして、本当にそれはもうそのとおりだと思います。やはり本市が歴史的に価値がある公文書が失われないようにと考える中には、東日本大震災に関するものというのがイメージとして真っ先に頭に浮かんでおりますし、頭に浮かべる市民の方も多いのだと思います。間もなく震災から10年を迎える、ちょうど時期的にもそういう時期でございますし、今回一定の整理がついた暁にはやはり本市の考え方というのをきちんと説明したうえで市民のみなさまにもお伝えしていかなければならないと考えておりますので、何を残すかという中身も大事なのですが、きちんと市民の方に説明して理解をいただくという姿勢も、それ以上に大事ななと感じたところでございます。しっかりと努めさせていただければと思っております。

雲然委員からもご意見頂戴いたしました。まず市議会の会議録の関係のところについては、実際の運用といたしましては市議会本会議のみならず、予算であれば予算特別委員会ですとか、決算の特別委員会ですとか、あるいは毎月行われている常任委員会といったものも議会の会議としてはあるのですが、そういったものについては基本的に全て、会議録あるいは議案報告そういったものは残していきたいと考えているところでございます。市議会の会議といった時のイメージが本会議になってしまうというのは、何か他にいい表現を使っているところがないとか、色々他都市の定め方とか、そのあたりをなお研究させていただければと思います。

あとは国際交流に関するところ、たしかにおっしゃるとおり当初は、メインとしては国際姉妹都市に関するところなどが非常に重要性が高いであろうということで念頭に置いて、その際の表現がこのような表現になっているというところでございます。しかし雲然委員のおっしゃるとおり、国際姉妹都市の関係だけでなく、国際交流という考え方をしたときは、様々な国際交流事業をやっていたり国際交流活動の推進を図る協会を外郭団体で持っていたりとか、そういった取り組みはしているところではございますので、もちろん個別の事業、制度の中で読めるところもあるとは思いますが、何のための基準か、歴史的公文書として残すものがよりわかりやすい表現になっているということが、そこは非常に大事なところだと思いますので、これも先ほどの市議会に関するものと同じですが、意図としてはそういったところを省くつもり

は全くありませんので、表現としてはどういったものがいいのかというところは、なお研究させていただきます。

それから財政関係、今の本市の基準ですと（18）に予算編成、決算調製に関するものという事で、もちろん予算の関係の資料の中には起債の状況であったり、起債の残高とか毎議会予算関係の調書としては作っておりますので、そういったものは当然残していけると思っておりますが、たしかにいろいろあります、それだけではなく、補助金の話もありますし、仙台市の財政を一般の市民の方が見てもわかりやすいような資料を作っていたり、仙台市の財政状況を家計簿に喩えたような資料を作っていたり、いろいろ財政関係の資料というのは議会に出す予算決算以外にも作成しているものはありますので、そういったところをそもそも歴史的公文書として残していくかということを検討したうえでの表現かどうかということだとは思いますが、ここも表現ぶりについてわかりやすい表現、あるいはもう1項目ということができないかどうかというところは、検討していきたいと思っております。

最後に文化遺産といいますか、文化財といいますか、そもそも歴史的に価値がある文化遺産とか文化財ということで、もちろん本市も文化財行政、教育委員会でやっておりますけれども、その事業を行う中で文化財に指定しました、ですとか、そういったところについては個別の事業制度の中で当然残していくものとして出てくるのだとは思いますが、もちろん公文書という大前提はあるのですが、公文書の中で歴史的に価値があるものというところの考え方で残していくことになるのですが、より文化遺産ですとか文化財に触れるような公文書であればその存在自体が価値があると評価できるケースも多々出てくると思っておりますので、なお今日いただいたご意見のような視点で改めて検討してみて、こういう表現ぶりにした方がもっとわかりやすい、というものが考えられればまたそこも含めて検討させていただければと思っております。どうもありがとうございます。

#### 【座長】

今の事務局からのご回答につきまして、ご質問やご意見等は委員の方々からございますでしょうか。

#### 【中島委員】

先ほどの雲然委員のご意見をお聞きしていて、それから今日ご欠席の阿部委員の事前のご意見などを拝見していて、改めて思いますのは、やはりこの収集選別基準の個別的基準の記載の仕方もあることながら、基本的な考え方というものの柱の立て方自体をきちんと問うべきなのではないかということを考えます。これはもう初回からわたくし国のガイドラインにある「国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書」という柱が立っていませんねということ是指摘しておりました。それ以外の柱も、今の仙台市の基本的な考え方の柱の立て方というのは、ちょっと感覚的な表現で言うとあっさりし過ぎているのですね。例えば国の基準ですと、「【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書」というものがあります。さてではこれは仙台市の基本的な考え方と言うと、どこにあたるのでしょうか。3番の仙台市の特性に係る情報ということなのかなという気もするのですが、特性という一語で社会環境、自然環境等ということが十分含意されていると市民なり市職員に理解されるだろうか、ということがあります。それから「【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する

重要な情報が記録された文書」とあります。さてこれは仙台市の柱の中でいうとどれにあたるのか、どうもはっきりしないのですね。先ほど雲然委員がおっしゃられた文化財の話は、文化という言葉が出てきますし、阿部委員が懸念されていた新型コロナウイルス感染症という問題は、おそらく事件等というようなところに入ってくるのかなと思います。というのは、少なくとも法的な概念では新型コロナウイルス感染症の問題というのは災害とは位置付けにくい、というようなところもある。そういったときに、基本的な考え方の柱の立て方自体にやはり何か、必ずしも十分ではないものがあるのではないかと思います。

権利義務のことに関しても、例えば仙台市は政令市ですので、通常の市では認められないような幅広い権限や権能を付与されています。わかりやすい例が都市計画だと思うのですが、都市計画というのはやはり土地の利用とか所有とかっていうことを巡る権利の調整がまず第一に発生しますよね。例えばそういった権能を与えられている政令市である仙台市で、権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書を残しますと明確に言うか言わないか、これはやはりけっこう重要な論点なのではないかと思います。これはやはり政令市という、ある種の「格」ということから見てもそうですし、ということも言えます。

全体を見て言うと、個別的基準の項目を見ても、市民という言葉が出てこないんですね。仙台市とか市政とか市行政という言葉は出てくるのですが、市民という言葉が出てきません。先ほど雲然委員が、国際交流に関して、市内に住む外国人との交流、仙台市民と外国人との協働、といったような論点を挙げられましたけれども、市民もまた市を構成する主体ということが、自明だから書かれていないのか、それとも自明であっても書くべきなのかっていうのは結構重要な論点だと思います。それは東日本大震災を考えると、私も先ほどおっしゃられた震災の五年記録誌というのを、先週1週間くらい読んでおったのですけれども、仙台市自らが市民との協働とか、市民の団体の動きというものをかなり長い間、昭和40年代くらいからずっと取り組んできたんだ、それが市の特性であるというようなことをおっしゃられています。この基準において、それは市にとって自明だから敢えて書かなくていいのか、自明であるからこそ逆に書くのであるというような考え方もあると思うんですね。ですので、やはりこのあたりはもう一度よく考えられたらいいのではないのかなと思います。

長くなってしまいましたけれども、国がこの基本的考え方の柱4つを出すときに、おそらく諸外国の例を参考にしていると思います。私も以前に当館主催の地方の公文書館の職員向けの研修で、このガイドラインなどを説明するときに、どうだろうと思って諸外国の基準、ポリシーを調べました。英語圏だけですが、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、そのあたりの基本的なポリシーを見ていくと、だいたいこの4つの柱と同様のことが書かれている。そこには必ず権利とか義務という話が出てきたり、国民とか市民って言葉がやはり出て来るんですね。それは当たり前のことかもしれないけれど、当たり前のことをきちんと書く、ということは基準というものを立てるときにはやはり極めて重要なのではないかと思います。ですので今日雲然委員や阿部委員の意見書を拝見してですね、私なりにお聞きして、私なりに考えると、基本的考え方、今回基本的考え方が必ずこれを踏まえて考えるんだよという明確な位置づけが与えられたからこそ、余計にこの柱立てをどうやって作っていくのかということとはきちんと見直す必要があるのではないかと思います。

【座長】



ありがとうございます。

雲然委員、中島委員と事務局からのご意見を踏まえまして、ご発言ございましたらお願いいたします。

#### 【雲然委員】

そうですね、やはり私自身は研究として行政文書とかを使ったりする機会があったりすることがあったので、この基準に照らし合わせて自分が実際資料を見る側だとどうなのかということ考えたときに、前回か前々回の会議でも発言させていただいたんですけども、仙台市側の人たちが当たり前と思っていることが、市民にとっても当たり前ではないからこそ、こういう基準なり文書っていうものにきちんと明記をしておかないと市民には伝わらないものっていうのが、かなりあるのではないのかなというふうに考えております。先ほど事務局からご説明いただいた、例えば国際交流等という、字句の変更とかは今後検討されるんだと思うんですけども、例えば「国際交流等に関するもの」というものの中に外国人との関わりというのも入ってくるんだというのを、こういう対面なり何なりで説明していただくときにああそういうことなんだというのが理解できても、やはりこの文書だけを渡されて、こういう基準でやりますと言われても、やはり市民としてはここにそれが入るといのはなかなかわかりにくいというがあるので、中島委員がおっしゃってくださったように、自明であるからこそ書かないというよりは、自明だからこそ敢えて意識的に書くということを心掛けるというか、それをやっていかないと、市民に、先ほど中島委員もおっしゃっていたように、市民の納得とか理解を得ていくというのがすごく難しいのではないかなと思います。こちら側の当たり前が市民にとっても当たり前のこととして共有できるかどうか、というのはまたちょっと違うので、こちらの意見を的確に伝えるように、この基準や考え方も含めてしっかりやっていかななくては、なかなか難しいのではないかなと思います。

先ほど国民の権利義務っていうこともあったんですけども、ふと思ったのですが、個別的基準の中に政令指定都市だからこそ出せる、例えば認可とか承認とか許認可とか承認とか免許とかそういったものも、この基準にはないなという印象を受けました。ですので、市として市民にどういう判断をしているのか、権利とか義務というのをどういうふうに保証しているのかというのを後世にも伝えるという意味も込めて、やはり基準とか考え方っていうのも改めて見直す点もあるのではないかなという印象を受けました。基本的考え方の3にも「仙台市の歴史や特性に係る情報が記録されたもの」とありますが、特性といっても様々で、特性っていうのに何が入るのかっていうのも、またこれも議論しなくてはいけないのではないかなと思うんですけども、先ほど私が発言したもので言えば、例えば文化とか、それこそ市史編さんとかそういうものも入ってくるでしょうし、特性とひとつ言っただけでも、いろんな解釈ができてしまうので、その特性というのをどういうふうに基準の中に盛り込んでいくのかということも含めて、ちょっと検討してもいいのかなと思いました。

#### 【座長】

ありがとうございます。

どちらかといえば阿部委員や雲然委員の場合は個別的基準の(1)から(24)の項目のところから議論を起こしてそこから話が進んでおります。で、中島委員の方は、やはりそう

いった個別的基準に対して委員からご質問があるのは、基本的な考え方という一番上の筋立てのところ少し揺れがあるというか、ファジーなところが残っているからそういった質問が委員から出ているのではないか、というような質問があったのかと思います。

中島委員に逆に返してお伺いしたいのですが、中島委員としては個別的基準の項目の立て方については、これまで1回目、2回目と少し議論が進んでいるところですが、例えば先ほど雲然委員、あるいは阿部委員がおっしゃられたように、何かしら(1)から(24)の項目自体もまた、修正を要するようなポイントというのがあるのかどうか、その点については中島委員の方から何かご意見ございますでしょうか。

#### 【中島委員】

私自身はⅡの個別的基準について、項目の立て方自体はあまりそれほど気にはしていません。ただ前回も、2回目の会議の最後の方で雲然委員が、「等」というところで丸められているところがわかりづらいというようなことをおっしゃっていたかと思います。他の市の例などを見ると、例えば(1)の「条例、規則等の制定改廃に関するもの」と言った後に、細目基準でこういうものは残します、というような説明とか解釈というものがさらに示されるというようなことがあります。例えばそういうことをすることで、先ほどの、前回の雲然委員のご意見もそうですし、今回の阿部委員の職員の人事及び給与に関するご質問なども、位置づけがこれだけだとちょっとわかりづらいですね。ですので、やはりこの柱に対する解釈なり説明なり具体例なりを挙げていくということが、テクニカルかもしれませんが、必要になるのではないかと思います。

#### 【座長】

ありがとうございます。

議長からも、雲然委員や中島委員がご発言されたものについて少し考えを述べさせていただきますと、個別的基準に関して、ここに項目を増やしていく場合においては、例えば雲然委員の場合は問題関心から、市史編さん、文化財、あるいは議会の中身、そして財政ということが出て来ると思うんですけども、仮にここにより教育畑の方がいらっしゃれば、市の教育に関わることについてはどこで読み取るのだろうかというような話が出てきたり、この話をしていくと、おそらくそれぞれの委員の問題関心の中で個別的基準の、各局各課の所掌にある程度関わってくるような議論になっていく可能性もあるので、そうしていくと我々の与えられた時間の中では收拾するのが少し難しいかなということが感じたところでございます。

そういったときに中島委員が少し整理されていらっしゃったり、あるいは今日一番始めに【資料3】の位置づけというお話もあったんですけども、個別的基準の、「Ⅱ」というものの上下ですね、個別的基準の上に元々の原則としてどういうものを設定するのか、そして今日はすごく私は明確な資料だと思ってはいるんですけども、【資料3】はこれをどういう資料の位置づけにするのかということは別なのですが、今回議論させていただいている中で初めてこの東日本大震災に関する文書は何を残すのかという、ひとつの事例が提示されている。こういったものが下に揃っていく、今回は全部をこの1年2年の間にできるかどうかと

いうことはあれなのですが、少なくとも例えば委員の中からご意見が出たような項目に関してはさらに下にこういった選別の、これを細則で整理するのか、申し合わせで整理するのか、どこかの課長局長の裁定の中で整理していくのかということはあると思うんですけども、この下のレベルの具体的な基準を委員に示していただけることで、ここにこういうふう落ちていっているんだなっていうところが見えてくると思うんですよね。今はたぶん個別的基準のⅡだけが浮いていてしまっていて、それを上と下とどう繋いでいくのか、今回東日本大震災の話があまり出てこないのは、逆に言うと見えやすい形で資料を整理していただいたからかなと思うのですが、逆にそこが見えづらかったものが今回議論の中心になっているだろうと思いますので、少なくとも今回ご発言いただいたものに関しては事例としてお示しいただける形にさせていただくと、より生きるのではないかなと思います。私自身の考え方としては、重要なのはやはり個別的基準の（１）から（２４）の整理の仕方を大きく変えていくことそのものよりは、上と下の構造の中で、どういうふうに読めるのかということがより重要なかなと感じているところでございます。

そのような中で、しばしばみなさまの中で共通で出てきたのは、評価選別をしていって歴史的公文書を残すときの市民目線というものは、栗原委員からもご意見があったところですが、今回の収集選別基準の議論そのものよりは一段大きな議論になってしまうのかもしれないですけども、公文書館の開館準備または開館にあたって、中長期的なプロパーのアーキビストというものよりは、仙台市の行政職員の方を中心とした組織構造をしていくのであれば、我々のような運営検討会議のようなものを外にひとつ作っていただいたうえで、何か一緒に、市民と協働しながら何を残していくのかが見えていくような構造というものを開館時の在り方として設定していくことは、ひとつ重要なことかなというようなことは、ご意見を伺っていて感じたところでございます。

具体的に、あとはテクニカルな話になりますから、参考事例として逆に伺いたいところがあるのですが、栗原委員からご意見があった、いわゆる行政文書ファイル管理簿上の簿冊名、ファイル名表記だけで評価選別ができるのかどうかということの疑問点というのは、組織の規模が小さければもちろん現物との対照というのは、かなりスムーズに、というか、マンパワーもある中でできると思うのですが、これはすごく悩ましい問題かなと実際のところは思うところでございます。このあたり、国の評価選別にも関わってこられた中島委員の方で、例えば行政文書ファイル管理簿と実際の現物の確認というところは国レベルでどういった取り組みをなされていらっしゃるのかというのは、もしよろしければ参考にご教示いただければと思います。

#### 【中島委員】

国ではほとんどの場合、現物を確認するということは公文書館側ではしていません。当然文書を作成する各省庁の側、各課の側では確認をしたうえで保存期間満了時の措置を設定しているとは思いますが、極めて例外的に見せていただくというときはなくはないのですけれども、基本的には言わばリスト上の記載事項で選別をするということになります。しかしながら行政文書ファイル管理簿の記載事項だけではなくて、ガイドラインでいうと「別表第２」の各項目ですね、各行政機関がガイドラインを踏まえた形で各省の文書管理規則を定めておりますので、ですから実際には各行政機関の文書管理規則の「別表第２」の項目に

照らして、該当するかしないかといったことを細かく記載した形でリストが成り立っていますので、それを基に公文書館側では確認をしていくということになります。わからなければとにかく聞く、照会をかけて、照会・回答ですね、そのやりとりを場合によっては複数回していく、というような形で確認していきます。

そういうことでいうと今回栗原委員から、例えば必ず現物を確認するようにした方がいいですとか、それから複数の人間でとか、そういうようなお話が出ていますけれども、いずれにしても、現物を確認するにしてもですね、現物を確認して、現物の何を見て移管とか廃棄とかを決めたのかということの、それをきちんと記録を残す、というということがいずれにしても大事なことになると思います。これはいわゆる専門職が関わるとか関わらないとか、担当者の異動のサイクルが短いとか長いとかということに関わらず、きちんと残しておく、それに尽きるのではないかと思いますね。現物を確認しているということであるという自治体で言うと神奈川県さんが大変有名な例だと思うのですが、神奈川県は公文書館のホームページで選別の記録を記載して公表していますよね。公表するしないというのはいろいろなやり方があると思うのですが、まずきちんと何らかの形で記録を残すということが、いずれにしても大事になってくるのではないのでしょうか。

#### 【座長】

ありがとうございました。

これはやはりすごく組織や行政の規模の大きさというものと直結する問題で、逆に言うと私のところの事例でいけば、東北大学の場合は、少なくとも、廃棄文書まで全点ということはないですけれども、保存期間満了後に最終的に移管の評価をする場合においては、移管になった文書に関しては全て我々のところで一度見たうえで、さらにその背景に別の文書が、より重要な文書があるのではないかということの照会も含めて見ていく。実際来た時に、そのときに残された文書ではなくて、その隣り合った文書とセットになって残ることによって初めてその文書の位置づけが見えてくるということは、私が実際に評価選別しているときにはもう無数にある事例でございますので、それは私は現物と照合するというのはすごく大切だとは思ってはいますが、文書量というものと、館の規模というものと、行政の規模というものが当然あると思いますので、そのバランスを仙台市の中では実際行っていただくときに考慮していただきながら進めていくのがよろしいのだろうなと思います。ただ、中島委員もおっしゃられたように、ファイル管理簿だけでまずは確認をするということにも、やはりそこにはそれだけで進まないような仕組みを作っていらっしゃるというお話を今お話いただきましたので、少なくとも行政文書ファイル管理簿、あるいは文書管理システム上だけで評価選別だけではなくて、何かしらそこにより実態の文書の移管が機能するような形の仕組みを作っていただくようにしていただければというふうには思います。

東北大学の史料館においても、やはり中島委員がおっしゃられていたのと同様で、やはり人は代わっていくものですから、そのときにどのような議論を経て、その文書が移管されることになったのかということの記録は確実に残して行って、そしてその残した記録そのものもまた、東北大学の場合は法人文書になりますが、法人文書として残していくこととなります。そうすることによってどのような議論を基にその文書が残されてきたのかというのが、いずれまたそれも公開になっていくというような仕組みになっていますので、是非、評価選

別の基準を作って我々議論しているので、それを実際現場で運用する場合においてはその運用の記録をしっかり取っていただくことが、市民への開かれた公文書管理、アーカイブズになるときはすごく必要になのかなというふうには思うところです。

それでは予定していた時間が近づいてまいりましたが、今回のいただいた議題について、追加で何かご発言やご質問等ございますでしょうか。

#### 【中島委員】

【資料3】についてちょっとだけお聞きできればと思うのですが、【資料3】で今回「1」で次の各号に掲げるものということで表にさせていただいて大変わかりやすくなったと思うのですが、震災関連事業内容というところがございます。ここに記載されているものは例示ということよろしいですかね。

#### 【事務局】

黒丸にしたところはそうですね、個別の施策だったり事業だったり、ただ、今私どもは可能な限り漏れなく拾ったつもりではいるのですが、もちろんこれは最終的には市役所内でチェックして固めていくべき内容だと思うのですが、できれば例示ではなく本当にここに書いてあるものを取れるというようなものに最終的にできればいいなという思いはあります。

#### 【中島委員】

わかりました。ここの性格が、例示なのかそれとも制限列举なのかというのも、これは当然市役所の職員の方であれば、どういう性格のものであるかと受け止めるときに、そもそもこの震災関連事業内容の位置づけ、性格がどちらなのかということからおそらく入って理解されると思うので、それが最終的にどちらになるのかというのが今はまだ途中段階だということお話をしたからそれはそれで結構なんですけれども、最終的にそれが例示なら例示で「具体例」くらいな書き方をしたほうがいいですし、これで決め打ちですよということであればそういう書き方をするという事ではないかと思えます。

あと、かなり網羅的に書いていらっしゃるのですけれども、にわか勉強で申し訳ないですけれども、先週五年記録誌というものを拝見していて、そこに出てきているような内容のバックデータとなるような記録文書というものがだいたい網羅的にここに書かれているのだろうか、というところがやはり気になるところでして、それは先ほど雲然委員からのご発言があったような部分とかもそうなんですけれども、あるいは産業とか経済方面の復興事業などというようなところが、あれはどちらかという専ら予算措置だったのかなという気もしないでもないのですが、あまりこういうところで見えてこないのだと思うのですね。市民との協働であるとか、そういったもの、含まれているのかなと思うのですが、それがどこまで出てきているのかなってところが、市自体の事業ではないものも記録誌には書かれていると思うので、そこには切り分けがあると思うのですが、ひとつの目安としては記録誌で取り上げられているような項目というのは一通りさらってあります、というようなことというのはひとつの目安になるのではないかと思いますので、ご留意いただいたらいいのではないのかなと思うところです。

**【座長】**

ありがとうございます。

震災に関わる公文書を収集していくときにこれまで仙台市が編さんしたり、まとめてこられた刊行物の出典を後で追おうとしたときに、実は公文書の方では廃棄されていたということになると、やはり東日本大震災の記録を残すという大枠の立て方を設定している中でメディア的に問題になることがあり得るかもしれませんので、これが例えば仙台市のメディアテークさんなり、あるいはまた別の復興関連施設の中で扱う所掌のもので、公文書ではない形でアーカイブされていくんだ、あるいは蔵書として所蔵されているんだ、ということであればその整理の仕方も当然だと思いますし、その点のところは後でつまらないようにするといいいのかなという話だったと思います。

東日本大震災の資料を10年目にあたるときに、我々が議論させていただいているときにこういった資料が出てきてまとめていただいているといのうのは本当にありがたいことだと思いますので、事務局には改めて感謝申し上げます。

その他全体に関わってご質問やご発言ありますでしょうか。

**【各委員】**

(特になし)

**【座長】**

それでは本日いただいた議事は必要な事項は議論させていただいたということで、議事は以上とさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局の方に進行の方を戻したいと思います。

3 その他

**【事務局】**

ありがとうございました。最後に次第の「3」として、皆様から何かございましたら、お願いいたします。

**【各委員】**

(特になし)

**【事務局】**

では最後に事務局からご連絡事項がございます。次回の会議ですけれども、4月の下旬を予定してございます。改めて日程調整させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 閉 会

**【事務局】**

それでは、以上をもちまして、「第3回 (仮称) 仙台市公文書館運営検討会議」を終了い

たします。皆様ありがとうございました。

以 上